

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

平成三十年七月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年三月十九日奈良県指令建第一〇〇―二〇九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年七月十日建第九二二七号
公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年七月十日建第五四六六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方四九番、五〇番一、五一番一、五二番一、五八番一、五八番二及び五九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字南郷六七七番地一
ベリーハウス株式会社 代表取締役 岸本英男

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方四九番、五〇番一、五一番一、五二番一、五八番一、五八番二及び五九番一の各一部
下水道 北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方四九番、五一番一、五二番一、五八番一、五八番二及び五九番一の各一部